

写

8 農 産 第 2 2 8 9 号
令 和 8 年 9 月 2 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。